

現業協だより No.6

自治労福島県職連合現業協議会 2019. 7. 16

分会へアンケートを実施しました！！

5月、現業協議会は全分会に対して職場の実態を把握するためアンケートを実施しました。その結果52分会から100名を超える技能労務職員の新たな配置希望がありました。現場からは、「退職者の後にきちんと正規職員で補充してもらわないと、業務の質が維持できない」といった声が多くありました。年々現場が疲弊していく中で、技能労務職が配置されれば、慢性的な人員不足の技術職の負担を減らす事にもつながります。さらには有事の際の対応も速やかに行われ、県民生活への影響が最小限に抑えられます。東日本大震災の発災時、相双地区がどんな状況であったか。アンケートの声をきちんと人事当局に届け、本当に県民の為になる事は何か。を訴えていく必要があります。この結果をもとに内容を精査し、分会から所属長に対して要求書を提出し確定交渉では新規採用を要求したいと思います。

2019年役員体制

会 長	田中光一	副会長	草野浩一
副会長	菅野人司	事務局長	小林祐一
〃	小林 淳	事務局次長	二瓶正則
〃	嶋原武志		

2019 第 14 回臨時大会を開催！

7月6日、郡山市において現業協議会臨時大会を開催しました。2019一般経過報告に続き、規約の改正、役員選出のあり方について執行部から提案があり、全て原案通り承認されました。今回の提案は現業協議会の組織強化を狙いとし、問題解決に向けての土台作りになりました。今後は、職場訪問などを通じ職場の実態を把握し、さらには学習会などを企画しもう一度私たち自身があきらめではなく、県民生活を守るプライドを持ち、助け合いながら、子どもたちが安心して暮らしていける社会の仕組みに近づけるように、そして県民の為になる運動強化にしていきたいと思ひます。

技能労務職2名採用されました！！

2019年4月に農業総合センター果樹試験場に農場管理員として1名、7月には動物愛護センター相双支所に技能員1名が新規採用されました。2名とも職場での研修に励んでいます。それぞれに、長年の経験や知識が必要になる業務です。これからの福島県の為に技術の習得が非常に重要になってきます。多くの課題がある福島県。県民に一番近い技能労務職として、あらゆる事に興味を持ち、隅々まで行政サービスが行き届く福島県を理想として、県民が幸せになれるような政策提言や、間違っている事にはきちんと声をあげる職員になるように、そして組織になるように、新人の2名を含め私たちも頑張りたいと思ひます。

編集後記

アンケートの結果、多くの職員がギリギリのところ頑張っている事を感じました。そして、「何とかして」と声を上げてくれました。私たち現業協にとってはチャンスです。組合員一丸となって、一つでも多くの職場が良くなるように全員で解決していきたいと思ひます。日々の仕事のあり方、もう一度考えてみましょう！！

要求書

日頃より県政発展、さらには災害からの復興・創生に向けて努力されている貴職に対し敬意を表します。

さて、東日本大震災・原発事故から8年余が経過しました。しかし、今なお県内では、復興・創生業務に追われ、新たな行政課題に職員は翻弄されています。

現業職場は、この間の「アウトソーシング推進実行計画」により進められてきた人員抑制・削減が、災害時における住民サービスの供給停滞を招いた事実は否定できません。さらに、地域住民の公共サービスに対する需要は増大しており、「質の高い公共サービス」を維持するためにも、現業職場の果す役割は一層重要となっています。

そうしたことから「アウトソーシング推進実行計画」の抜本的な見直し・改善が不可欠であると考えています。

これらを踏まえ、私たちは今後の災害への備え、地域の復興・創生に向けて現業職場の人員確保を基本に、下記項目を要求します。

なお、貴職の権限を越える事項については、速やかに上申するようお願いいたします。

記

1 職場の直営堅持および人員配置について

- (1) 災害時および緊急時のサービスが機能維持できるよう直営による運営を堅持し、質の高い公共サービスを確立すること。
- (2) 退職者の後補充については正規職員で補充すること。加えて、これまでの退職および異動等による欠員についても速やかに正規職員で補充すること。
- (3) 業務量に見合う人員を配置するため技術継承ができる間に新規採用をすること。なお、年齢制限については非現業と同様の制度とすること。
- (4) 臨時・非常勤等職員の処遇改善に必要な対応を図ること。2020年施行の「会計年度任用職員制度」の趣旨を踏まえ対応を行うこと。

2019年 月 日

福島県〇〇〇〇〇〇〇事務所

所長 〇〇 〇〇 様

自治労福島県職連合労働組合

〇〇支部長 〇〇 〇〇

福島県〇〇〇〇〇〇〇事務所

分会長 〇〇 〇〇